

久御山町公共施設等LED照明一斉導入事業

公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

久御山町

1 業務の趣旨・目的

久御山町公共施設等LED照明一斉導入事業公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、公共施設における電気使用量の削減による二酸化炭素排出量及び経費削減を目的として、照明のLED化が進んでいない町内公共施設等の既存照明をLED照明へ更新するものである。また、その実施にあたっては、LED照明の計画・調達、交換・配線工事、維持管理等に関して豊富な技術・技能を有する民間事業者から提案を受けることとし、本町にとって最良の提案を選定するために事業者を募集するものである。

なお、事業方式については、事業期間の短縮並びに財政負担の軽減及び平準化を図る観点から、既存照明を賃貸借方式（リース方式）によりLED照明設備に更新するものとし、賃貸借期間中の維持管理を含むものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

久御山町公共施設等LED照明一斉導入事業

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおりとする。ただし、仕様書は発注者が業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、契約時、特定された事業者の提案内容に応じて仕様を変更することがある。

(3) 対象施設及びLED化対象機器

久御山町内公共施設及び交通安全灯（別紙「対象施設一覧」参照）

※当業務におけるLED化対象機器は、提案書提出時にLED化未実施のものとする。ただし、交通安全灯については全数、機器を更新するものとする。

※提案に当たっての見積金額は、施設ごと、全照明機器をLED化する金額に、資料「対象施設一覧」に示される各施設のLED化未実施率を乗じたものとする。

※照明機器の詳細は、各施設の図面の通りとする。

※なお、図面については提供するものの、正確な灯数、設置箇所、既存器具の仕様等については、優先交渉権者決定後の詳細調査（現地調査）により確定するものとする。

(4) 履行期間

本業務は、公共施設と交通安全灯で導入時期を分けて実施する。

①公共施設

施工期間：契約締結日の翌日～令和9年9月30日

施工完了報告：令和9年9月30日までに完了報告を行うこと。

賃貸借期間：令和9年10月1日～令和19年9月30日（10年間・120か月）

②交通安全灯

施工期間：令和10年3月1日～令和10年9月30日

施工完了報告：令和10年9月30日までに完了報告を行うこと。

賃貸借期間：令和10年10月1日～令和20年9月30日（10年間・120か月）

(5) 契約方式

賃貸借契約（付帯サービス付き）

※賃貸借物品は、賃貸借期間終了後、本町に無償譲渡されるものとする。

※地方自治法第 214 条に基づく債務負担行為による複数年契約とする。

(6) 提案上限額

上限金額は 464,693,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※上記の上限額は契約金額の上限を示すものであり、本町とこの金額で契約を約束するものではない。

3 参加形態

企画提案に参加する者(以下「参加者」という。)は、リース役割を担う事業者（以下「リース事業者」という。）単独又はリース事業者を含めた複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、本プロポーザルの参加表明時に全構成員を明らかにすること。なお、グループの場合であっても、本町との賃貸借契約はリース事業者が受注者となって行うものとする。

(1) 構成員の役割ごとの分担業務

①リース役割…照明器具の賃貸借、賃貸借契約および関連契約業務、保険付保業務

②調査設計役割…調査・設計業務

③施工役割…照明器具の更新作業に係る全ての業務

④維持管理業務…賃貸借期間中の照明器具維持管理業務

⑤その他の役割…上記①から④以外の本事業に必要とされる業務

※なお、グループの構成員が、他のグループの構成員として重複していないこと。

(2) 補足事項

①構成員とは、リース事業者又はリース事業者と直接契約を締結する事業者をいい、各構成員（リース事業者を除く。）の下請となる事業者は含まない。

②グループの代表者はリース事業者とし、事業遂行全般の責を負うものとする。

③各役割（リース役割を除く。）は、複数事業者での構成も可とする。

④一事業者が複数の役割を兼ねることも可とする。

⑤参加表明書の提出後は、参加者の構成員を変更することはできない。ただし、リース事業者を除き、本町が認めたときはこの限りではない。

4 参加資格

参加者は、単独企業又はグループとして、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 本事業と類似の事業履行実績（施設照明の LED 更新や E S C O 等の総合的な業務）を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）

に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画に認可がなされていない者でないこと。

- (4) 市町村税、消費税及び地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、久御山町建設工事等指名競争入札における指名停止等に関する要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ①法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ②法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ④暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する者、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

5 スケジュール

①公募型プロポーザル実施公告	令和8年6月26日
②実施要領等に関する質問受付	令和8年6月26日～7月3日
③実施要領等に関する質問回答	令和8年7月10日
④参加表明書等提出期限	令和8年7月17日
⑤参加資格確認結果の通知	令和8年7月22日
⑥提案書等の提出期限	令和8年7月29日
⑦提案書の審査（書類審査）の実施	令和8年8月上旬予定
⑧提案書の審査（プレゼンテーション審査）の実施	令和8年8月下旬予定
⑨審査結果の通知	令和8年9月上旬予定
⑩賃貸借契約の締結	令和8年9月下旬予定

6 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地

久御山町事業環境部産業・環境政策課（嶋田、上野）

電話 075-631-9964 又は 0774-45-3914

FAX 075-631-6149

メールアドレス sangyo@town.kumiyama.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

①配布期間：令和8年6月26日（金）～令和8年7月17日（金）

（平日の午前9時～午後5時）

②配布場所及び受付場所

上記（1）の担当部署で配布するほか、久御山町ホームページからダウンロードできる。

URL：<https://www.town.kumiyama.lg.jp/0000006593.html>

※図面を撮影した写真データ（JPEG）を格納したDVDを担当部署にて配布する。

(3) 参加表明書、技術資料等の提出期限、提出場所及び提出方法

①提出期限：令和8年7月17日（金） 午後5時まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

②提出場所：（1）に同じ

③提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送（書留郵便に限る。）

④ 提出書類

提出書類	様式・留意事項	提出部数
参加表明書	<p>様式－1（参加表明書）</p> <p>※グループの場合、代表者が作成すること。</p> <p>様式－2（グループ構成表）</p> <p>※グループの場合</p> <p>様式－3（委任状）</p> <p>※グループの場合、本事業における手続き等の権限に関して、応募者の各構成員からグループ代表者への委任状を提出すること。</p>	1部
技術資料	<p>様式任意（会社の業務経歴）</p> <p>同種業務及び類似業務の内容及び担当する保有技術者等の会社体制について記載する。</p> <p>（過去10年間とするが、それ以前に特筆しておきたい実績がある場合は記載のこと）</p>	1部
	<p>様式－4（業務実施体制）</p> <p>業務を執行するにあたっての配置予定の総括責任者及び担当者を記載する。</p>	1部

	<p>様式－5（予定担当者の経歴）</p> <p>管理技術者及び担当者の経歴等について記載する。</p>	1部
	<p>様式－6（予定担当者等の過去の業務実績）</p> <p>管理技術者及び担当者が過去に従事した同種又は類似業務の実績について記載する。 （過去10年間とするが、それ以前に特筆しておきたい実績がある場合は記載のこと。）</p>	1部
その他	<p>市町村税の滞納がないことの証明（発行日から3か月以内のもの。コピー可。）</p>	1部
	<p>消費税及び地方消費税の納税証明（発行日から3か月以内のもの。コピー可。）</p>	1部
	<p>提案事業者が法人の場合は、法人登記簿謄本（発行日から3か月以内のもの。コピー可。）を添付のこと。なお、共同企業体で参加する場合は構成員全ての法人について添付すること。</p>	1部

(4) 企画提案書、見積書の提出期限、提出場所及び提出方法

①提出期限：令和8年7月29日（水） 午後5時まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

②提出場所：(1)に同じ

③提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送（書留郵便に限る。）

④提出書類

提出書類	様式・留意事項	提出部数
提案書鑑	<p>様式－7（提案書鑑）</p>	1部
企画提案書	<p>様式任意</p> <p>仕様書に基づき、「6（4）⑤企画提案書の内容」に対する提案（貴社が支援できる内容）を簡潔に記載。A4版片面20ページ以内で作成すること。 また、「6（4）⑤企画提案書の内容」以外で貴社の提案内容により追加できる業務・追加した方がよいと考える業務があればあわせて記載すること。</p>	1部

	<p>なお、業務の中で本町が執行・作業・負担等すべきものがあれば必ず記載すること。</p> <p>提案書については、提案書審査委員会におけるヒアリング資料となり、ヒアリング当日は、提出済みの企画提案書以外の資料等の配布は認めません。</p>	
見積書	<p>様式任意</p> <p>調査に要する経費 施工に要する経費（材料費、施工費、処分費等） 維持管理に要する経費 本業務に係る内訳明細を記載した見積書を提出すること。なお、消費税及び地方消費税相当額を除く額（千円止め）、税額、合計額を記載すること。</p>	1部
その他	<p>様式任意</p> <p>スケジュール表（業務フロー）</p>	1部

⑤企画提案書の内容

ア 業務スケジュール

現地調査、詳細協議及び契約の締結、更新作業及び賃貸借開始等の一連の工程内容並びに工程を記載すること。

イ 施工計画に関する提案

(ア)施工方法・作業期間

施工方法や作業期間等について配慮または工夫する点を記載すること。

(イ)品質管理

施工の品質を確保するための施工管理方法、試験方法及び基準値等について記載すること。

(ウ)連絡体制

施工中に災害や事故等が発生した際の連絡体制について記載すること。

ウ 設置器具に関する提案

施設、室用途、器具種別、用途ごとの平均照度、色温度、平均演色評価数、既設照明器具との同等性その他の観点から、どのような基準で照明器具を選定するか記載すること。また、必要に応じて、器具の姿図や性能、照度計算結果等が分かる資料を添付すること。添付する資料については、①に規定する様式にはよらず、枚数にも含めないものとするが、枚数が過剰とならないよう簡潔にまとめること。

エ 物品保守に関する提案

(ア)保証内容

保証される対象、期間及び内容並びに保証対象外となる事由等について記載すること。

(イ)保守体制

不具合時の対応体制等について記載すること。

オ 省エネルギー効果に関する提案

既設照明と比較した消費電力削減効果について記載すること。なお、条件は次のとおりとする。

○電気料金単価（税込）

基本料金：契約電力1キロワットにつき1,765円50銭

電力量料金：1キロワット時につき13円94銭

力率：100%

その他：燃料費調整、再エネ賦課金等を含まない

○CO₂削減効果

CO₂排出原単位：0.411（kg CO₂/kWh）

カ その他の提案

アからオまでの内容以外に、本町にとって有益性のある提案があれば記載すること。（例：賃貸借契約終了時の照度保証、機能の追加、町内業者の活用等）

(5) 企画提案書の作成方法

- ① 1者（共同企業体応募の場合は1共同企業体）につき1提案とする。
- ② A4版、横書きとする。（図表等は必要に応じ、A3版折込みも可。）
- ③ 文章を補完するための写真・イラストなどの使用は可とする。
- ④ 企画提案書は極力、専門用語は使用しないこと。
- ⑤ 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(6) 提出された応募書類の取扱い

- ① 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、久御山町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- ② 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ③ 提出された応募書類は返却しない。
- ④ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑤ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 提案書の無効等

- (1) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された提案書を無効とする。
- (2) 提案書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は、

無効とすることがある。

(3) 膨大な量の提案書が提出された場合は、断りなく妥当な量に調整することがある。

8 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日～令和8年7月3日（金）午後5時必着

(2) 質疑方法：持参のほか、郵送、FAX 又は電子メールにより、6（1）に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

①件名は「久御山町公共施設等LED照明一斉導入事業に関する質問」とすること。

②質問者の会社等名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

③質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：令和8年7月10日（金）

(5) 回答方法：質問への回答は久御山町ホームページに掲示し、個別には回答しない。

9 評価方法等

(1) 審査方法

①企画提案書を評価するための審査は、審査委員会を設置して行う。

②審査は企画提案書とヒアリング審査により行う。

③応募事業者が5者以上であった場合のみ、第1次審査（書類審査）を行う。企画提案書及び企画提案書に基づく第2次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。

(2) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書（見積書）について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

実施予定日：令和8年8月19日（水）

時間、場所については、別途通知する。

(4) 評価方法

企画提案書、価格提案書（見積書）、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、審査委員会の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(5) 候補者の選定方法

①失格者を除いた者のうち、基準点（60点）を超えて、総合点が最も高い者から、予算の範囲内で契約の相手方の候補者として選定する。

②総合点と同じ者がいる場合は、審査委員会のなかで総合的に判断し、審査委員長が順位を決定する。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ②本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③価格提案書（見積書）の金額が2（6）の提案上限額を超える場合
- ④町の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- ⑤評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥評価に係る審査委員会に対して、直接、間接を問わずに故意に接触を求めた場合
- ⑦その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後に、下記項目において久御山町ホームページにおいて公表する。

- (1) 候補者名
- (2) 順位表 ただし、候補者以外の参加者名及び審査委員名は非公表
- (3) 提案書審査委員会設置要領
- (4) 候補者の提案

11 賃貸借契約の締結

- (1) 審査委員会で選定した特定業者を賃貸借契約対象者とする。特定業者は各施設について現地詳細調査を行った上で、見積書を提出すること。
- (2) 特定業者と契約条件の協議を行い、協議が整えば契約内容について本町と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、当該賃貸借契約を締結する。
- (3) 最終的な契約金額については、契約締結段階で見積書の金額を上限として双方で協議し、決定することとする。ただし、本契約後に実施する精査、実施設計又は施工段階において、見積時には積算困難であった工事等が判明した場合は、当該工事等の実施に向け、追加予算の措置を含め、当事者間で協議を行うものとする。
- (4) 本町と事業者の責任分担は、原則として仕様書別表「予想されるリスクと責任分担」によることとし、本表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議して対応するものとする。

12 その他留意事項

- (1) 応募書類の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 応募書類を提出した後、企画提案書及び価格提案書（見積書）の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、町から指示があった場合を除く。
- (3) 応募書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (4) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (5) 応募書類を提出した後、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めること

がある。

プロポーザル参加表明書

年 月 日

(あて先)

久御山町長 信貴 康孝

(申請者)

住 所

会 社 名

代表者名

印

次の業務について、企画提案(プロポーザル)に参加を表明します。

なお、この表明書及び関係書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

1 久御山町公共施設等LED照明一斉導入事業

2 必要な資格

この企画提案に参加するにあたり、実施要領「4 参加資格」の条件を満たしており、かつ仕様書に合致した業務を確実に実施することができる者であること。

3 連絡担当者

(1)所 属

(2)職 氏 名

(3)電話番号

(4)E-mail

(様式-2)

グループ構成表

令和 年 月 日

代表企業
住 所 会 社 名 代 表 者 名 担 当 者 氏 名 所 属 住 所 電 話 番 号 メー ル ア ド レ ス 本 事 業 に お け る 役 割
構 成 員
住 所 会 社 名 代 表 者 名 担 当 者 氏 名 所 属 住 所 電 話 番 号 メー ル ア ド レ ス 本 事 業 に お け る 役 割

※記入欄が不足する場合は、適宜、本様式に準じて作成・追加してください。

委任状

令和 年 月 日

(宛先) 久御山町長

(グループの構成員)

委任者 住所
会社名
代表者名 印

私は、下記の者に久御山町公共施設等LED照明一斉導入事業に係る公募型プロポーザルに関して、次の権限を委任します。

記

受任者 (グループの代表企業)
(代理人) 住所
会社名
代表者名 印

委任期間 令和 年 月 日から事業者の選定終了後3ヶ月を経過する日まで。ただし、当グループが選定されなかった場合は直ちに解散します。また、当グループの構成団体の脱退又は除名については、事前に町の承認がなければこれを行うことができないものとします。

委任事項 1 参加表明についての一切の件
2 参加資格確認申請についての一切の件
3 応募又は応募辞退についての一切の件
その他の 1 本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。
2 この協定の定めのない事項については、構成員全員により協議することとします。

※グループの場合のみ、構成員ごとに提出してください。

業務実施体制

	予定〇〇者	所属・役職	担当する分担業務の内容
〇〇者			
〇〇者			
担当者	1) 2) 3)		

注1：氏名にはふりがなをふること。

注2：所属・役職については、技術提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記載すること。

※ 一部の業務を再委託する場合

分担業務の内容	再委託先又は協力先、及びその理由（企業の特徴）

注：他の企業に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の協力を受けて業務を実施する場合にのみ記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

予定担当者の経歴等

〇〇担当者の経歴

① 氏名		② 生年月日	
③ 所属・役職			
④ 保有資格			
〇〇〇〇 (部門: 分野:)・登録番号:		・取得年月日:	
〇〇〇〇 (部門:)・登録番号:		・取得年月日:	
その他 (名称:)・登録番号:		・取得年月日:	
⑤ 同種又は類似業務経歴			
業務名	業務概要	発注機関	履行期間
登録番号	(〇〇者として従事)		
登録番号	(〇〇者として従事)		
登録番号	(〇〇者として従事)		
⑥ 手持業務の状況 (令和 年 月 日現在)、契約金額 200 万円以上			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
			(契約金額合計)
⑦ 従事〇〇分野の経歴 (直近の順に記入)			
		年 月～ 年 月 (年 ヶ月)	
		年 月～ 年 月 (年 ヶ月)	
		年 月～ 年 月 (年 ヶ月)	

(様式-7)

○ ○ 提 案 書

業務の名称 久御山町公共施設等LED照明一斉導入事業

履 行 期 限

標記業務について、提案書を提出します。

年 月 日

(あて先) 久御山町長 信貴 康孝

提出者 住 所

電話番号

会 社 名

代 表 者 役職名

氏 名 印

作成者 担当部署

氏 名

電 話

F A X

E-mail

(様式-8)

久御山町公共施設等LED照明一斉導入事業 提案書作成に係る質問書

年 月 日

(あて先)

久御山町事業環境部産業・環境政策課長 奥 隆宏

会社名

代表者

担当者

連絡先 T E L

F A X

E-mail

久御山町公共施設等LED照明一斉導入事業について、次のとおり質問します。

NO.	頁・番号	質問
1		
2		
3		
4		